

附属書十一（第八章関係） エネルギー・鉱物資源物品の表

注釈1 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

注釈2 関税率表番号の第二六二〇・一一号、第二六二〇・一九号、第二六二〇・三〇号、第二六二〇・

四〇号及び第二六二〇・九九号に該当する物品は、採掘活動の開発過程において得られるものに限る。

関税率表番号	品名
二六〇一・一一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）のうち、鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）で、凝結させてないもの
二六〇三・〇〇	銅鉱（精鉱を含む。）
二六〇四・〇〇	ニッケル鉱（精鉱を含む。）
二六〇六・〇〇	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）
二六〇九・〇〇	すず鉱（精鉱を含む。）
二六一〇・〇〇	クロム鉱（精鉱を含む。）

二六一四・〇〇	チタン鉍（精鉍を含む。）
二六一六・九〇	貴金属鉍（精鉍を含む。）のうち、その他のもの
二六二〇・一一	灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、亜鉛を主成分とするもので、ハードジंकスペルター
二六二〇・一九	灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、亜鉛を主成分とするもので、その他のもの
二六二〇・三〇	灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、銅を主成分とするもの
二六二〇・四〇	灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、アルミニウムを主成分とするもの
二六二〇・九九	灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、その他のもので、その他のもの
二七〇一・一一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、無煙炭
二七〇一・一二	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、歴青炭
二七〇一・一九	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、その他の石炭
二七〇一・二〇	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの

二七〇二・一〇	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）のうち、亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）
二七〇二・二〇	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）のうち、亜炭（凝結させたものに限る。）
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）
二七〇七・五〇	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるものうち、その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五%以上のもの
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）
二七一〇・一一	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油のうち、石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）で、軽質油及びその調製品
二七一〇・一九	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油のうち、石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）で、その他のもの
二七一一・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、天然ガス
二七一一・一二	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、プロパン

二七一一・一三	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、ブタン
二七一一・一四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン
二七一一・一九	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、その他のもの
二七一一・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、ガス状のもので、天然ガス
二七一一・二九	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、ガス状のもので、その他のもの
二七一二・二〇	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）のうち、パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五%未満のものに限る。）
二七一三・一一	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、石油コークスで、焼いてないもの
二七一六・〇〇	電気エネルギー
七二〇二・六〇	フェロアロイのうち、フェロニッケル
七五〇一・一〇	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物のうち、ニッケルのマット